

令和2年度紫波町スポーツ教室について

1 会員証について

- (1)会員証は紫波町スポーツ教室会員であることを証明するものです。
- (2)教室申込の際には、必ず会員証を窓口に提示して下さい。
- (3)会員証の有効期限は令和3年3月31日までとします。
- (4)会員証を他人に貸与または譲渡された場合は無効となります。
- (5)会員証を盗難、紛失された場合は至急下記までご連絡下さい。
- (6)住所変更等があった場合は下記までご連絡下さい。

2 各教室申込方法等

- (1)開講予定の教室は変更する場合があります。また、受付開始日についてはホームページ及び町の広報等によりその都度お知らせします。
- (2)教室の申込受付は総合体育館窓口のみとなります。また、申込の際には会員証を窓口に提示して下さい。会員証の提示がない場合は、新規手続きとなる場合があります。
- (3)各教室とも、開講1週間前までに、5名以上の申込がない場合は開講致しませんのでご了承下さい。
- (4)教室は初心者・初級者を対象として基本を中心に指導します。

3 注意事項

- (1)会員登録および教室受講で知り得た個人情報は紫波町体育協会の規程に基づき慎重に取り扱います。
- (2)教室開催中に写真を撮影することがありますが、肖像権は(一財)紫波町体育協会に帰属し、広報活動等に使用される場合があります。
- (3)申込後、開講日の1週間以内となつてからのキャンセルについては、参加料(登録料含)の返金は出来かねます。

4 保 険

- (1)教室開催中の傷害事故等について主催者側では一切責任を負いませんが、各指導者にその場での応急処置をお願いするほか、別に参加する傷害保険で最低限の補償を行うものとします。
- (2)参加者の移動中の事故等については補償対象外となるので移動の際は十分に注意願います。

問合せ・連絡先 一般財団法人紫波町体育協会 (紫波町総合体育館内)
紫波町桜町字下川原 100 電話 019-676-2650 fax 019-676-2574